

さっぽろヒグマ基本計画 ー手引き編ー

～ヒグマ被害防止と共存～



平成29年3月
札幌市

目 次

1	ヒグマ出没対策の基本姿勢とヒグマとの共生	1
	(1) ヒグマの侵入抑制	1
	(2) 出没時の対応基準	1
	(3) 共生のための地域主体の取組み	1
2	侵入抑制策	2
	(1) ゾーンごとの施策	2
	(2) 具体的な侵入抑制策	2
	(3) 誘引物の除去の課題	5
3	ヒグマの対応基準	6
	(1) 出没個体の有害性と出没ゾーンに応じた出没対応	6
	(2) 森林ゾーンの対応補足	8
	(3) 農業被害について	8
4	ヒグマ出没時の札幌市ヒグマ対策委員会の対応決定	10
5	出没時の対応と情報発信	11
	(1) 情報の把握	11
	(2) 対応結果	11
	(3) 報道機関への情報提供	11
6	関係部局等(市関係施設所管部を除く)	13
7	関係様式等	14

この手引き編は、「さっぽろヒグマ基本計画 - 方針編」に基づき、札幌市が行う具体的な対応策と手順を示すものである。

1 ヒグマ出没対策の基本姿勢とヒグマとの共生

(1) ヒグマの侵入抑制

札幌市は、出没情報に応じた注意喚起や情報提供を積極的に行い、ヒグマが可能な限り市街地に侵入しないよう抑制する対策を実施することで、ヒグマとの共生を目指すこととする。

(2) 出没時の対応基準

出没したヒグマの行動上の特徴から、後述「3 ヒグマの対応基準」に基づき段階を判断し、基本行動マニュアルに示す出没場所に応じた行動を基本として対応する。

なお、段階 2 と段階 3 に該当する個体は基本的に確実に排除し、段階 1 までの個体は、誘引物の除去など再出没防止や、注意喚起など安全確保といった捕殺以外の管理対応を行う。捕殺以外の管理対応には、このほか、追払い、捕獲・放獣等の方法もあるが、技術的な面から適用には検討を要する。

(3) 共生のための地域主体の取組み

ヒグマが出没した地域においては、住民との情報共有を積極的に行い、人身被害の防止と市街地へのヒグマの侵入抑制策等について地域と協働した取組みを実施することとする。

また、ヒグマの侵入抑制策については、未出没の地域も含めて、本編「2 侵入抑制策」の項のとおり、ゾーンごとに適した取組みとして地域と連携して実施していく。

なお、方針編の図 8 札幌市のゾーニング概念図を基に各地域でゾーン境界を設定していく。

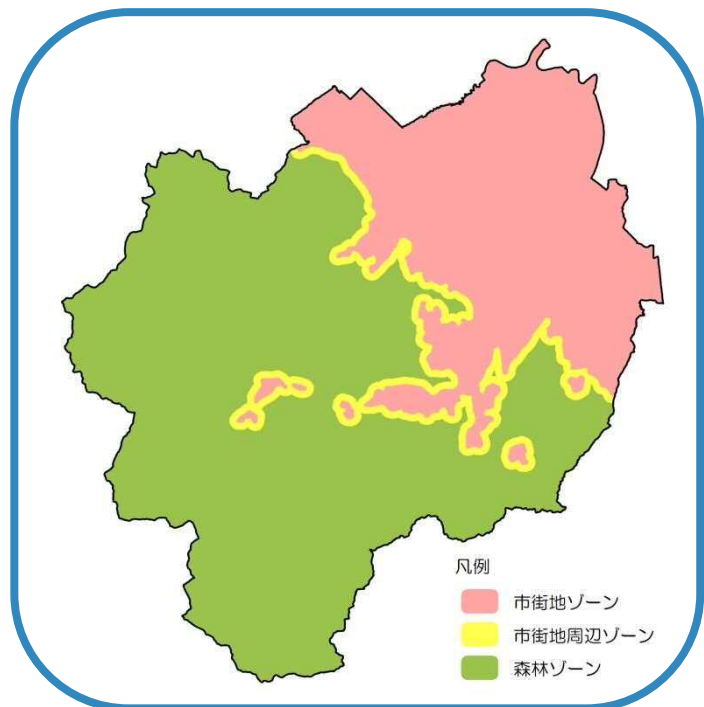


図 1 ゾーニング元図

2 侵入抑制策

(1) ゾーンごとの施策

侵入抑制策としてゾーンごとの施策を実施する。

ア 市街地ゾーンの対応について

基本行動マニュアルに基づき、人命の安全を第一として、次の施策を実施する。

- (ア) ヒグマの生態理解や被害防止のための、普及啓発を行う。
- (イ) ごみステーションの美化活動を推進する。
- (ウ) ヒグマを誘引しない設備の普及の検討を行う。

イ 市街地周辺ゾーンの対応について(アに加えて)…詳細は次項(2)

- (ア) 農地と家庭菜園、林・河畔林、その他の場所に応じた対策を講じる。
- (イ) 緩衝帯がほとんどない地域へ普及啓発を行う。

ウ 森林ゾーンの対応について

- (ア) 入山する人への注意喚起や、空き缶や残飯などのごみ持ち帰りの呼びかけを行うなど、普及啓発を主とする。

(2) 具体的な侵入抑制策

平成 28 年度に、地域と連携した先行事例として、これまでのヒグマの市街地侵入抑制策を再構成・パッケージ化して南区石山地区、簾舞地区に提案し、河畔林の下草刈り、家庭菜園への電気柵貸出、ごみステーションの美化活動の推進、ヒグマに関する出前講座等を行ってきた。

この構成要素となった侵入抑制策の各取組みは次のとおりであり、具体的な侵入抑制策としてゾーンごとに適用していく。実施に当たっては、年次のアクションプランをあらかじめ作成する。

ア 農地、家庭菜園などが多い場所は、誘引物の除去、電気柵による侵入抑制、収穫方法の工夫をする。(図 2)

イ 農地以外の林や河畔林、草地などが多い場所は、市民へ働きかけ下草刈り等によりヒグマが通りにくい環境づくりを行い、誘引物がある場合は除去を行う。



図 2 電気柵設置例

ウ 緩衝帯が十分に設けられない地域は、ごみをはじめとした誘引物の除去等の普及啓発を行い、市街地への侵入を抑制するとともに、万が一侵入した場合でも再侵入するなど事態が深刻にならないよう徹底する。

エ 被害防止の共通する取組みとして、小学生対象のヒグマ講座や大人対象の出前講座・説明会を実施する(図 3)。その際、地域の状況や小学校等施設の立地環境、地域のヒグマ対策の取組状況に応じて普及啓発を行う。

また、誘引物対策についての取組みとして、ごみステーションの美化活動を市民へ働きかける。ごみステーションの分布と出没情報の重なる地域などを選択して、ごみステーションに関する普及啓発等を進める。(図 4)



図 3 ヒグマ講座実施例

オ ヒグマ出没対応時には現地の調査を行い、その結果に基づき関係する市民等に対して侵入抑制策について指導等を行う。

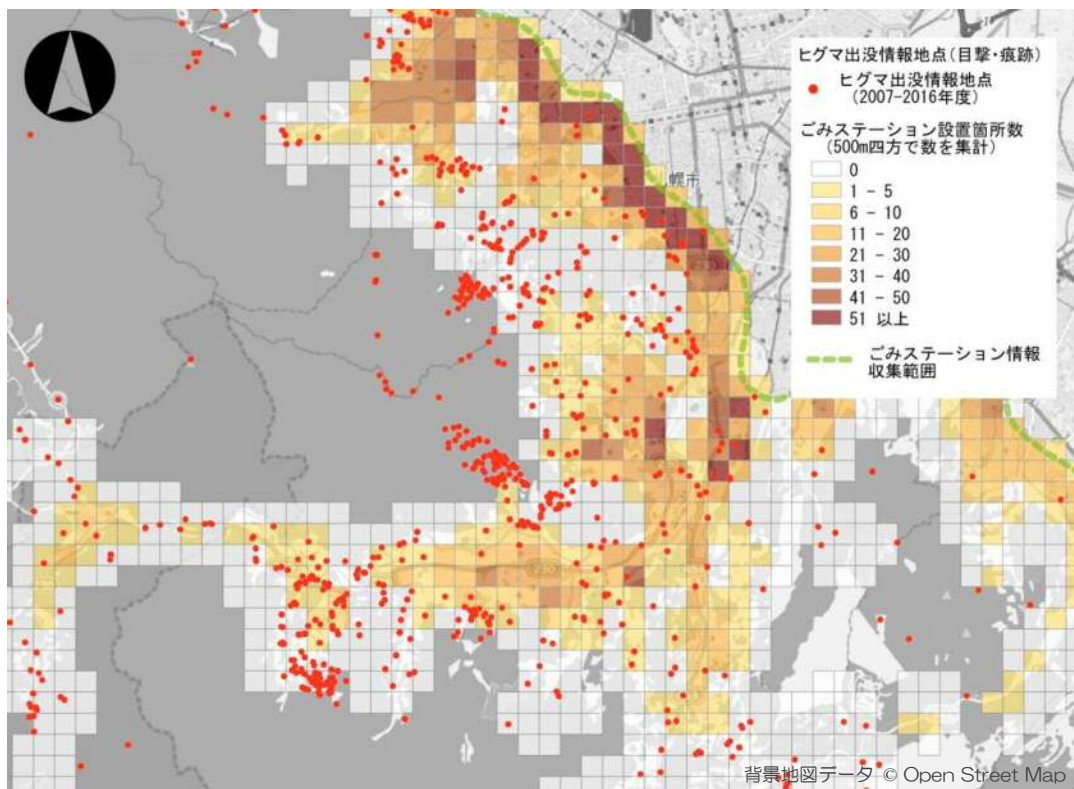


図 4 ごみステーションの分布と出没情報

《豊平川河畔林下草刈り…平成 26 年からの取組み》

○目的

ヒグマの移動経路となる河畔林等の下草を刈ることで、ヒグマが通りにくい環境を作り、市街地への侵入を防ぐ。

○平成 28 年の参加者数

平成 28 年 8 月 7 日(日)、8 月 11 日(木)、参加者各約 50 名

○活動内容

下草刈り場所は豊平川石山大橋周辺。姿を隠す場所がなくなればヒグマが通りにくくなることから、下草刈りを実施。河畔林営巣性鳥類の繁殖等に配慮して、縞状に植物を残すなどして、生物多様性の保全を同時に実現。



草刈り前



草刈り後

(3) 誘引物の除去の課題

これまでのヒグマ出没事例から想定される人工的な誘引物としては、農作物、家庭菜園の作物、果樹園・農地等の廃棄果実、肥料、ごみ、ペットの餌、野鳥の餌などがある。

ア ごみについては、ごみ出しルールの徹底やごみステーションの美化活動の推進など、適正な取り扱いが重要である。ヒグマ出没が繰り返されるような緊急時には、ごみの早期の回収等が検討課題であるとともに、生ごみの堆肥化処理についても誘引の原因とならないよう早期の対応が課題である。

イ 農地の作物に関しては、作物由来の廃棄物の除去、適正時期の収穫、電気柵等の被害防止策の普及が重要であるため、経済観光局農政部と連携して、各取組みの推進を図る。なお、家庭菜園の作物についても同様であるため、これについて検討を進める。

ウ ペットの餌、野生の鳥獣に与える餌などが誘引物となりえる問題については、基本的に当事者の認識に帰することであり、原因を作らないよう普及啓発を行うことが必要であるとともに、ヒグマ出没時には、当該物を迅速に排除することが必要である。

エ 耕作放棄地、不在地主の市街化調整地の作物、手入れがされない里山の果樹等については、土地所有者・管理者の把握をしたうえで、残存している不要な作物の処理を進めることが必要であるが、迅速な対応は困難であり今後の検討課題である。

3 ヒグマの対応基準

(1) 出没個体の有害性と出没ゾーンに応じた出没対応

ア 出没個体の有害性による段階

ヒグマの目撃時の個体の行動情報、残された糞・足跡・爪痕などの痕跡情報、農作物に対する被害などの情報から、ヒグマの危険段階を判断するものである。特に、目撃時のヒグマの行動は、段階の判断に重要な要素となるため、可能な限り詳細を確認・聴取する必要がある。

(ア) 問題となるクマの段階の判断

出没したヒグマについて、行動上の特徴から、下記表 1 及び表 2 に定義した段階を判断し、それぞれの段階に応じた対応方針を基本とする。

(イ) 段階 3 の判断にあたって(表 2 中の※について)

実際に人間に対して威嚇や攻撃をしたヒグマでも、以下の項目に当てはまる場合は、被害を拡大させる可能性が高いとは言えず、一概に危険性の高いヒグマとは判断できない。

まぎらわしい行動や個体の特定にあたっては、目撃者から状況を詳細に聴取して、必要に応じて専門家（北海道立総合研究機構、北海道猟友会札幌支部等）の意見を仰ぐこととする。

(1) 母ヒグマの防衛本能による威嚇や攻撃である場合

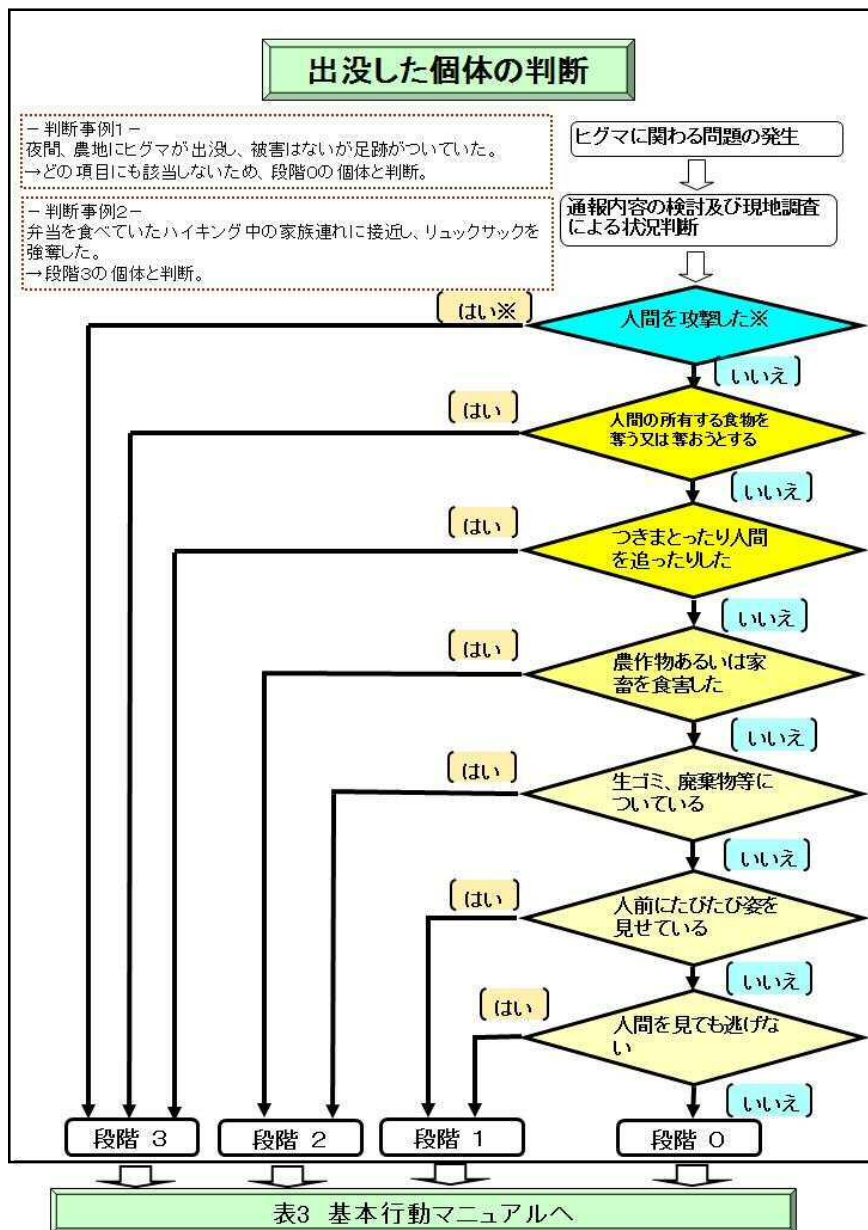
(2) 突然の遭遇による威嚇や攻撃である場合

(3) 人間による挑発行為に対する威嚇や攻撃である場合

表 1 出沒個体の段階定義

段階	人間に対するヒグマの行動姿勢
0	ヒグマが人間を恐れて避けている状態
1	ヒグマが人間を恐れず避けていない状態
2	ヒグマが地域社会に経済被害をもたらし、被害の拡大が懸念される状態
3	ヒグマが人間に積極的につきまとう、又は人間を攻撃する状態

表 2 出沒した個体の判断フロー図



イ 出沒ゾーンに応じた出沒対応

ヒグマの出沒場所を、市街地ゾーン・市街地周辺ゾーン・森林ゾーンに分けて、それぞれのゾーンに応じた出沒対応を行う。

○基本行動マニュアル

ヒグマの対応基準により判断したヒグマの危険段階とヒグマの出沒地に応じた対策行動について定めたものである。

表3 基本行動マニュアルに基づく対策行動の判断は、出沒時初期段階では、区ヒグマ対策委員会(以下「区委員会」という)が判断する。判断が困難な場合は札幌市ヒグマ対策委員会(以下「市委員会」という)及び専門家(北海道立総合研究機構、北海道猟友会札幌支部等)と協議する。

なお、市民の森、自然歩道、都市環境林等においては、札幌市建設局みどりの推進部が別途定める対応マニュアルに基づき対応する。

(2) 森林ゾーンの対応補足

ヒグマの生息域と考えられるので、ヒグマを目撃した通報に対して基本的には現地調査は要しないものとするが、表3 基本行動マニュアルの段階2、段階3の個体である場合や市街地からの距離が近い場合は総合的に調査の要否を判断する。

問題個体と判断される場合は、銃器又はわなによる確実な捕獲等対応を検討する。

(3) 農業被害について

農業におけるヒグマ被害防止については、札幌市鳥獣被害防止計画に基づき行われるが、主に市街地周辺に位置する農地については、市街地侵入抑制策上も重要な場所となるため、ヒグマにより農業被害が発生した際は、ケースに応じて関係部が連携・協議し対応する。

表3 基本行動マニュアル

出没場所 例示 段階	市街地ゾーン	市街地周辺ゾーン	森林ゾーン
	住宅街の住宅、公園、家庭菜園、河川等	山林に接した住宅、公園、家庭菜園、農耕地、河川、施設等(山林の中に住宅、家庭菜園、農耕地がある場合を含む)	登山道、林道、山林、平地林、山林中の河川等
0 ヒグマが人間を恐れてさけている状態	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没痕跡調査 ・人的被害の調査 ・家屋等被害の調査 ・誘引物の調査と除去 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ出沒情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・必要に応じて広報車による広報 ・町内回覧等による周知 ・FAX等による関係機関への周知 ・市関係ホームページによる周知 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起看板等の設置 ・住宅密集地などに出没するなど、必要な場合には、防除対策の準備 <p>○出没が継続した場合には、「判断」に戻る</p>	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没痕跡調査 ・人的被害の調査 ・家屋等被害の調査 ・誘引物の調査と除去 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ出沒情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・FAX等による関係機関への周知 ・市関係ホームページによる周知 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起看板等の設置 <p>○可能であれば農業被害防除の協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業系廃棄物の撤去 ・収穫物の適正な管理 ・電気柵等被害防止策の実施 <p>○出没が継続した場合には、「判断」に戻る</p>	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて出没痕跡調査 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてヒグマ出沒情報連絡系統図に基づく連絡通報 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて注意喚起看板等の設置 <p>○出没が継続した場合には、「判断」に戻る</p>
1 ヒグマが人間を恐れず避けていない状態	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見回りを実施(銃器携帯) ・ごみ等、誘引物除去 ・追払いの実施(市委員会に上申) <p>○人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市委員会に上申 ・銃器又はわなによる捕獲 ・捕獲を行った場合には報道発表 	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見回りを実施(銃器携帯) ・ごみ等、誘引物除去 ・追払いの実施(市委員会に上申) <p>○農業被害防除の協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業系廃棄物の撤去 ・収穫物の適正な管理 ・電気柵等被害防止策の実施 <p>○出没が継続し、人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市委員会に上申 ・銃器又はわなによる捕獲 ・捕獲を行った場合には報道発表 	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて見回りを実施(銃器携帯) ・必要に応じて追払いの実施(市委員会に上申)
2 ヒグマが地域社会に経済被害をもたらす、被害の拡大が懸念される状態	<p>○地域社会への経済被害拡大防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器又はわなによる捕獲 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、報道発表を実施 		<p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、報道発表を実施
3 ヒグマが人間に積極的につきまとう又は人間を攻撃する状態	<p>○人的被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器又はわなによる確実な捕獲 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害が発生、または発生の可能性がある場合は、報道発表を実施 		

※いずれも前段階(低い段階)の対応に加えて、対応を行うことを原則とする。

報告について

- (1)連絡通報は、「ヒグマ出沒情報連絡系統図」(別紙)に従い、「ヒグマ出沒記録・連絡票」(様式 1-1 又は様式 1-2)を用いること。
- (2)市委員会への上申は、「ヒグマ対策に係る上申書」(様式 3)を用いること。

4 ヒグマ出没時の札幌市ヒグマ対策委員会の対応決定

区委員会は、痕跡情報の通報を含むヒグマ出没時に、連絡、調査、周知、広報の初期行動を担当し、前述の「3 ヒグマの対応基準」における基本行動マニュアルに基づき対応を決定する。対応の判断が困難な場合は、市委委員会と協議する。追払い、捕獲等の対応が必要な場合は、市委委員会に様式3により上申をする。

市委委員会は、区委員会の求めに応じ、対応の判断が困難な事例について協議を行う。また、区委員会から追払い、捕獲等の重要事案の上申があった場合は対応を決定・実行する。

区委員会及び市委委員会は、対応の判断の際、必要に応じて専門家（北海道立総合研究機構、北海道猟友会札幌支部等）の意見を仰ぐこととする。

5 出没時の対応と情報発信

ヒグマへの対応において最も肝要なのは、人の安全の確保であり、危険回避のための適正な行動を事前事後に渡り促すことといえる。このため、出没・痕跡等の情報を迅速かつ正確に把握したうえで、出没地の管理者や学校・事業所等による自衛措置や地域住民の適切な対応措置を促すため、迅速に適切な情報を提供する。

ヒグマに関する問題が発生した場合、市民の森、自然歩道、都市環境林、その他市有施設管理者や住民対応の中心となる区役所(区委員会)にあっては、住民の混乱を避け、関係者が冷静かつ効果的に対応するためにも、住民や関係機関等への情報の発信前に、適切な情報の収集が必要である。

(1) 情報の把握

区委員会は、よせられたヒグマ出没情報に基づき現地調査を行う。なお、市の他の部局に出没情報がよせられた場合は、区委員会に情報を提供する。

区委員会は、関係部局間の連携のために、電子メールや電話を用いて出没調査前に場所・日時・その他通報内容等の初期情報を伝達する。

また、現地調査後速やかに調査結果情報を共有する。

この情報共有は、市委員会を構成する関係部局と出没地近隣の学校など、区委員会があらかじめ作成したリストに基づいて行う。



ヒグマの足跡（痕跡調査）

(2) 対応結果

対応内容を含めた確定情報は、「ヒグマ出没情報連絡系統図」(別紙)に従い、「ヒグマ出没記録・連絡票」(様式 1-1 又は様式 1-2)を用いて区委員会から関係機関に送付する。

送付先となる関係機関については、迅速かつ正確に伝達するため、区委員会があらかじめリストを作成する。

なお、緊急の場合は関係機関との連絡に電話や電子メールを利用し、迅速に連絡調整を行う。

(3) 報道機関への情報提供

市委員会(事務局)または区委員会が総務局広報部と協議のうえ行う。

なお、市有施設管理者が行う施設の管理に関する情報提供については、基本的に施設管理部局が総務局広報部と協議のうえ行う。

ア 判断基準

報道機関への情報提供は、状況を確認したうえで、判断段階 2 以上の場合には原則行う。
また、判断段階 3 において人的被害が発生した時には必ず行う。

イ その他

(ア) 銃器又はわなによる捕獲を行った場合は、報道発表を行う。強い刺激を避ける配慮が必要であり、ヒグマの死体の写真提供は行わない。

(イ) 新聞社等の報道機関への情報提供は、様式 2 を用いて行う。

(ウ) 広報部への提供情報の取り扱いは、次のとおりとする。

- ・警察による報道機関への情報提供の有無を含めて提供すること。
- ・緊急時の情報提供は、昼夜問わず直ちに行うこと。

(エ) 休日、夜間などに、ヒグマ出没情報がよせられた場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- ・広報部(市役所又は携帯電話)に連絡し、報道機関への提供内容などについて調整する。
- ・報道係が出勤している場合は、同係を通じて各報道機関に FAX 送信を行う。
- ・報道係が出勤していない場合は、各区又は施設管理部局から直接各報道機関及び広報部あてに FAX 送信を行う。
- ・関係情報中、目撃者の住所・氏名等は個人情報に該当することから、対外公表に際しては非開示扱いとする。
- ・報道発表により、風評被害等がないよう配慮する。



箱ワナ設置例

6 関係部局等(市関係施設所管部を除く)

○札幌市関係

(危機管理対策室の協力調整)

危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 統括係 211-3062

(報道機関への情報提供に関する協議)

総務局 広報部 広報課 報道係 211-2036

(各区との連絡調整)

市民文化局 地域振興部 区政課 地域防犯担当係 211-2252

(誘引物のうちのごみ処理)

環境局 環境事業部 業務課 作業計画係 211-2916

(市委員会の庶務、連絡図管理、猟友会の連絡調整)

環境局 環境管理担当部 環境管理担当課 熊対策調整担当係 211-2879

(農作物被害の対策)

経済局 農政部 農業支援センター 農産係 787-2220

(区委員会の庶務)

区 市民部 総務企画課 地域安全担当係

(学校施設における対策の調整)

教育委員会 学校教育部 教育課程担当課 211-3891

○北海道関係

(保護管理指針等)

環境生活部 環境局 生物多様性保全課 動物管理グループ 231-4111 (24-394)

(有害鳥獣駆除許可)

石狩振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 204-5824

○ヒグマ生息動向調査、助言の提供

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

環境科学研究センター 自然環境部 747-3537

○警察関係

北海道警察本部 地域部 地域企画課 251-0110 (3525)

札幌方面(所轄)警察署 地域課

(中央区・西区

西警察署 666-0110)

(豊平区・清田区

豊平警察署 813-0110)

(南区

南警察署 552-0110)

(手稲区

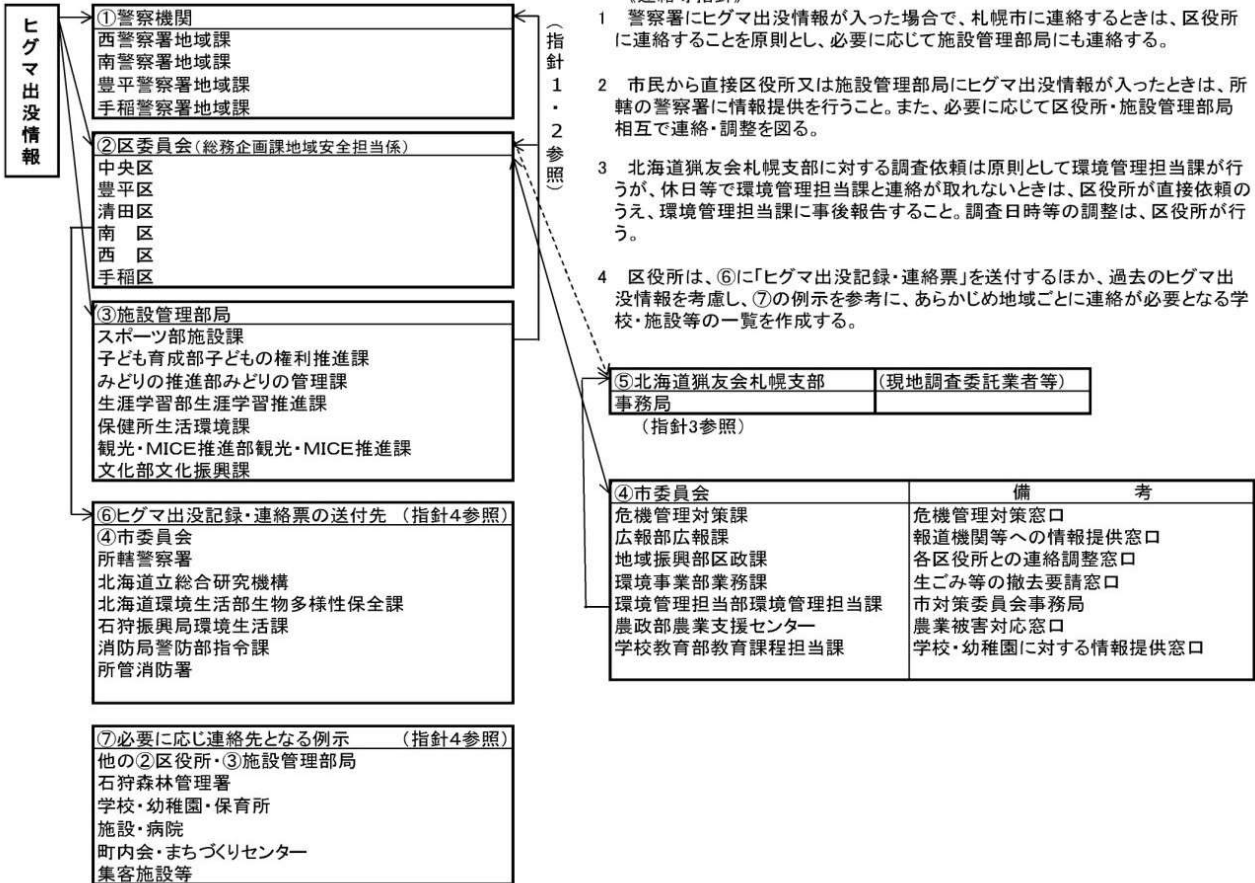
手稲警察署 686-0110)

7 関係様式等

別紙

ヒグマ出没情報連絡系統図

平成29年3月1日現在



(様式 1-1)

ヒグマ出没記録・連絡票

供 覧	部長	課長	係長	係	報道発表一次判断 要・不要・経過観察

発信課	担当者名		記入年月：平成 年 月 日 (曜日)	
1 出没日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ころ			
2 出没場所	さらに次の情報がある場合は、(1)~(4)も記入			
(1) 出没場所の環境 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 畑 (作付け種：) <input type="checkbox"/> 河川・沢 <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> 市街地	<input type="checkbox"/> 山中 (樹種： 等) <input type="checkbox"/> 草原・笹原 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：)		
(2) 出没場所の見通しのよさ	<input type="checkbox"/> 見通しよい	<input type="checkbox"/> 見通し悪い (見通し距離： m)		
(3) 出没場所の騒音や水音	<input type="checkbox"/> 騒音などで周囲の音が聞こえない		<input type="checkbox"/> 周囲の音が聞こえる状態	
(4) 出没の原因と考えられる誘引物	<input type="checkbox"/> 誘引物なし		<input type="checkbox"/> 誘引物あり (種類：)	
3 出没を確認した人の情報	出没を確認したときにやっていたこと <input type="checkbox"/> 農作業 <input type="checkbox"/> 山林作業 <input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 調査・測量 <input type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> ヒグマの見回り <input type="checkbox"/> 山菜等採り <input type="checkbox"/> 登山・ハイキング <input type="checkbox"/> 釣り <input type="checkbox"/> そのこの住民 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：)			
(1) 情報提供者	住所・氏名 			
4 出没したヒグマについての情報	ヒグマの出没時確認した内容にチェック <input type="checkbox"/> 姿を目撃 <input type="checkbox"/> 足跡を発見 <input type="checkbox"/> フンを発見 <input type="checkbox"/> 食べ痕を発見 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：) ※さらに次の情報がある場合は記入 (1) 出没したヒグマの頭数 <input type="checkbox"/> 頭 (体長 m) <input type="checkbox"/> 2 頭以上 (頭) <input type="checkbox"/> 親子 (頭) (2) 前足の足跡の幅 1 頭目の足跡幅： (cm) 2 頭目の足跡幅： (cm) 3 頭目の足跡幅： (cm) 4 頭目の足跡幅： (cm) (3) 今回の出没の問題点 <input type="checkbox"/> 人家・通学路の近くに出没した <input type="checkbox"/> 積極的に人に近づいてきた <input type="checkbox"/> ごみに餌付いていた <input type="checkbox"/> 人の集まる場所の近くに出没した <input type="checkbox"/> 作物・家畜に被害を与えた			
	 この幅を測ります。			
ヒグマの姿を目撃した場合	<p>(1) 目撃したときの天気 : <input type="checkbox"/>晴れ <input type="checkbox"/>曇り <input type="checkbox"/>雨 <input type="checkbox"/>霧 <input type="checkbox"/>雪 (さらに次の情報がある場合は以下も記入)</p> <p>(2) 目撃時の人数 : 人</p> <p>(3) 目撃時のヒグマとの距離 : <input type="checkbox"/>50m未満 (約 m) (家の中からの距離) <input type="checkbox"/>50m以上 (約 m)</p> <p>(4) 目撃者のヒグマ遭遇対策 : <input type="checkbox"/>何もしていなかった <input type="checkbox"/>音を鳴らしていた (鳴り物の種類：)</p> <p>(5) 目撃者のヒグマの様子 : <input type="checkbox"/>じっとしていた <input type="checkbox"/>歩いていた <input type="checkbox"/>走っていた <input type="checkbox"/>立ち上がっていた <input type="checkbox"/>食事中</p> <p>(6) ヒグマは目撃者に気づいていたか : <input type="checkbox"/>気づいていた <input type="checkbox"/>気づいていなかったようだ <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>(7) ヒグマ目撃後の目撃者の行動 : <input type="checkbox"/>じっとしていた <input type="checkbox"/>物かげに隠れた <input type="checkbox"/>行動した (具体的に：)</p> <p>(8) 目撃後のヒグマの対応 : <input type="checkbox"/>それまでの行動を続けた <input type="checkbox"/>静止した <input type="checkbox"/>木に登った <input type="checkbox"/>立ち上がった <input type="checkbox"/>急いで逃げた <input type="checkbox"/>歩いて立ち去った <input type="checkbox"/>歩いて近づいてきた <input type="checkbox"/>直前まで突進 <input type="checkbox"/>襲撃してきた</p>			
段階判断 (表1で判断する)	<input type="checkbox"/> 第0段階 <input type="checkbox"/> 第1段階 <input type="checkbox"/> 第2段階 <input type="checkbox"/> 第3段階			
対応内容・備考 (報道発表判断の理由、過去の出没頻度、警察発表の有無)				

(様式 1-2)

ヒグマ出没記録・連絡票

供 覧	部長	課長	係長	係	報道発表一次判断 要・不要・経過観察
発信課	担当者名				記入年月：平成 年 月 日（曜日）
1 出没日時	平成 年 月 日（曜日） 時 分 ころ				
2 出没場所	さらに次の情報がある場合は、(1)~(4)も記入				
(1) 出没場所の環境	※		(2) 出没場所の見通しのよさ	※	
(3) 出没場所の騒音や水音	※		(4) 出没の原因と考えられる誘引物	※	
3 出没を確認した人の情報	出没を確認したときにやっていたこと		※		
(1) 情報提供者	住所・氏名				☎
4 出没したヒグマについての情報	ヒグマの出没時確認した内容 ※				 この幅を測ります。
	ヒグマの姿を目撃した場合 (1) 目撃時の天気 (3) 目撃時のヒグマとの距離： (5) 目撃時のヒグマの様子： (7) ヒグマ目撃後の目撃者の行動：		(2) 目撃者の人数： (4) 目撃者のヒグマ遭遇予防策： (6) 目撃者に気づいていたか (8) 目撃後のヒグマの対応：		
段階判断 (表1で判断する)	※				
対応内容・備考 (報道発表判断の理由、過去の出没頻度、警察発表の有無)					
現場位置図					

本様式は、出没情報を電算入力により処理する際に使用

※欄は、様式 1-1 同項目から選択して表示する。

(様式2)

平成 年 月 日
City of Sapporo

報道機関各社 様

ヒグマ出没情報

下記のとおりクマ出没情報がありましたので、お知らせします。

情報種別	<input type="checkbox"/> ヒグマの目撃 <input type="checkbox"/> ヒグマの糞の発見 <input type="checkbox"/> ヒグマの痕跡の発見 <input type="checkbox"/> その他
発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃
発生場所	区 番地
情報提供者	
情報内容	・体長 約メートルのクマ 頭 ・フン 痕跡の状況
対応状況	・注意看板の設置 枚 (設置場所：) ・施設閉鎖の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (施設名：) ・市民への注意喚起
備考	
問い合わせ先	札幌市 課 ○○ Tel 011- -

警察からの報道発表の有無 有り 無し

(様式3)

ヒグマ対策に係る上申書

年 月 日

札幌市ヒグマ対策委員会

座長 様

(環境局 環境管理担当部長)

区ヒグマ対策委員会

座長

(区 市民部長)

年 月 日に当区で発生したヒグマ出没事案に関しては、札幌市ヒグマ対策委員会設置要領第4条第2項第 号に該当するので、その対策等について上申いたします。

記

1 出没状況

別添 ヒグマ出没情報連絡票のとおり

2 今後措置すべき対策等

3 区委員会における関係部、関係機関との連携状況

(1) 市関係部との連携状況

(2) 関係機関との連携状況

4 その他



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



札幌市
01-J02-17-348
29-1-39

平成29年5月発行

札幌市ヒグマ対策委員会事務局

(環境局環境管理担当部環境管理担当課 内)